

# 神奈川県立生命の星・地球博物館

## 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく規則

制 定 平成 21 年 10 月 1 日

最終改正 令和 5 年 6 月 1 日

### (目的)

第1条 この規則は、神奈川県立生命の星・地球博物館（以下「博物館」という。）において、文部科学省科学技術・学術政策局長通知「研究活動における不正行為への対応等について」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、競争的資金等の補助金研究における不正防止に必要な体制を整備することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 競争的資金等

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

#### (2) 配分機関

(1) の競争的資金等を配分する機関（文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人）をいう。

#### (3) 最高管理責任者

博物館全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者をいう。

#### (4) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について博物館全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者をいう。

#### (5) コンプライアンス推進責任者

博物館の各部局等における競争的資金等の運営・管理及び研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者をいう。

#### (6) コンプライアンス推進副責任者

コンプライアンス推進責任者を補佐し、部局における競争的資金等の運営・管理及び研究倫理教育に関して実質的な責任と権限を持つ者をいう。

#### (7) 監事

博物館の業務を監査する者をいう。

#### (8) 直接経費

競争的資金等により行われる研究遂行に直接必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。

#### (9) 間接経費

競争的資金等による研究の実施に伴う研究機関等に必要な経費をいう。

#### (10) 科研費

独立行政法人日本学術振興会又は文部科学省が公募する科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金をいう。

#### (11) ルール

文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が作成している「科研費ハンドブック（研究者用・研究機関用）」及び「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金 研究者使用ルール(交付条件)」等に掲げられた科研費に関するルールをいう。

#### (12) 不正行為

神奈川県の規定に反する行為のほか、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用、並びに研究成果等の捏造、改ざん、及び盗用に加え、同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ等をいう。

### (責任体制)

第3条 最高管理責任者は館長を充てる。

- 2 統括管理責任者は副館長を充てる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は管理課長を充てる。
- 4 コンプライアンス推進副責任者は学芸部長を充てる。
- 5 監事は企画情報部長を充てる。
- 6 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを發揮しなければならない。
- 7 統括管理責任者は、不正防止対策を統括する責任者であり、基本方針に基づき、博物館全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 8 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。不正防止を図るためコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 9 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。また特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監察によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。この中で確認した結果については、役員会等において定期的に報告し、意見を述べる。

### (事務処理、及び経費の管理)

第4条 管理課は競争的資金等の補助金の申請、経理、その他の総括的事務を行う。

- 2 科研費においては、直接経費は専用の預金口座を設け運営管理するものとする。間接経費については、研究者はその配付を受けた場合には速やかに博物館に譲渡するものとし、博物館は当該研究者が他の研究機関に転職した場合はルールに基づき移管するものとする。
- 3 競争的資金等の補助金で購入した設備、備品、図書等は博物館に属するものとする。
- 4 パソコン、デジタルカメラ等換金性の高い物品（備品を除く。）の管理は、換金性の高い消耗品出納簿（様式集：様式7）により行う。
- 5 経理に関する事務は、神奈川県財務規則（以下「財務規則」という。）に基づいて執行するとともに、関係法令並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める補助金に関する各種の規則等を遵守しなければならない。

(物品の発注と検収)

第5条 研究に必要な物品は、原則として、研究者からの依頼に基づき、管理課が発注と検収を行い、研究者に物品の引き渡しを行うものとする。

(臨時職員の雇用)

第6条 研究への協力をする者を直接経費で雇用する場合は、「第1号会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する取扱い要綱」に準じて行うものとする。

(条例等の遵守)

第7条 博物館職員は、競争的資金等での研究業務の実施に当たり神奈川県の定める条例、規程等を遵守するほか、関係法令並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める補助金に関する各種の規定等を遵守し、適正な執行に努めなければならない。また、実施した研究データは一定期間保存し、必要な場合には開示しなければならない。

- 2 競争的研究費等の運営及び管理に関わる全ての博物館職員は、倫理意識の涵養と共に、コンプライアンス推進責任者に対して、原則として自署にて誓約書（様式集：様式14）を提出しなければならない。ただし、新たに採用された博物館職員又は転入した博物館職員については、当該採用又は転入の後、速やかに誓約書を提出する。
- 3 前項の誓約書の提出がない博物館職員は、競争的研究費等の運営及び管理に関わることができないものとする。

(防止計画推進部署)

第8条 全体の観点から不正を防止するため、研究推進委員会が防止計画推進部署を兼ね、職員を啓蒙するための研修や必要に応じた不正防止計画の策定・実施を行う。

(モニタリングと監査)

第9条 競争的資金等の適正な管理のため、モニタリング及び内部監査を実施する。

- 2 モニタリングについては支出状況の定期的な確認など、適正管理に向けた取組みを実施する。
- 3 内部監査の実施の対象及びその数等については、文部科学省研究振興局及び独立行政法人日本学術振興会など競争的資金等を所管する機関の指導があればそれに従うものとし、その他の場合には最高管理責任者が必要な事項を定める。
- 4 内部監査は会計規定に基づき、防止計画推進部署と連携して、最高管理責任者が任命した職員が行うものとする。なお、監査の実施にあたっては、専門的な知識を有する他研究機関の職員を必ず加えなければならない。
- 5 監事が第3条第9項に規定される役割を十分に果たせるよう、内部監査部門、不正防止計画推進部署及びその他の関連部署は、監事と連携し、適切な情報提供等を行う。

(受付窓口の設置)

第10条 博物館内外から競争的資金等の事務処理手続き、使用、使用に関するルール等に対する相談及び不正に関する通報を受け付けるため、企画情報部に受付窓口を置く。相談及び通報の方法は、受付窓口に対する文書、電子メール、電話、面談等によるものとする。なお、神奈川県の通報制度に基づき、文部科学省通知の「告発」は「通報」と読み替えるものとする。

- 2 企画情報部は相談を受けた場合、速やかに最高管理責任者に報告する。その後の処理は「神奈川

「県立生命の星・地球博物館調査研究活動に関する要綱」第3条に規定する研究推進委員会に諮るものとする。

- 3 企画情報部は通報を受けた場合、速やかに最高管理責任者に報告する。その後の処理は「公的研究費の不正行為への対応」(別添)に基づいて行うものとする。
- 4 相談及び通報の受け付けに当たっては、その内容及び通報者(第1項における相談者を含む。以下この条において同じ。)の秘密を守るため、個室での面談、電子メール及び電話等の内容を受付窓口以外の者が見聞できないように考慮する等適切な方法を講じなければならない。
- 5 最高管理責任者は、受付窓口に寄せられた相談及び通報、通報者及び被相談者、通報等の内容及び調査内容について、調査結果の公表まで通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

(不正に関する調査体制・手続き等)

第11条 通報等を受け付けた場合は、最高管理責任者は研究推進委員会を招請する。研究推進委員会は、通報等の受付から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断とともに、配分機関に当該調査の要否を報告する。

- 2 調査が必要と判断された場合は、博物館と直接利害関係を有しない第三者を半数以上含む調査委員会を設置する。この調査委員会は、次の各号に掲げる者により構成し、全ての委員は、公正かつ透明性の観点から、通報者及び被通報者と直接利害関係を有しない者とする。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 最高管理責任者が指名する職員若干名
- (3) 通報された事案の専門分野に係る館外の研究者若干名
- (4) その他、最高管理責任者が必要と認めた館外の有識者等若干名

- 3 研究推進委員会は、被通報者に対して調査開始を通知するとともに、必要に応じて被通報者等の調査対象となっている研究者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。博物館は、調査対象の事案について配分機関及び文部科学省に本調査の実施を報告する。

- 4 調査委員会は、調査開始から150日以内に調査内容をまとめ、研究推進委員会に報告する。研究推進委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した研究者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について審査し認定する。

- 5 研究推進委員会は、調査結果を速やかに通報者及び被通報者に報告する。

- 6 調査結果に疑義があるときは、通報者及び被通報者は不服申立てをすることができる。不服申立ての審査は研究推進委員会が行い、不服申立ての受付から30日以内に、調査結果を覆すか否かを決定する。被通報者から不服申立てがあったときは、通報者に通知し、配分機関及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

- 7 博物館は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合又は悪意に基づく通報の認定があつたときは、速やかに調査結果を公表する。

- 8 前項において公表する内容は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。ただし、通報等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為が行われたと報告されたときは、第2号及び第3号を公表しないことができる。

- (1) 経緯
- (2) 論文名、雑誌名、巻号
- (3) 不正行為に関与したと判断された者並びに当該論文に責任を負うと判断された者の氏名及び所属名

- (4) 不正行為の種別
  - (5) 不正行為の具体的な内容
  - (6) 調査体制と調査期間、調査対象、調査方法・手順及び調査検討会の構成等
  - (7) 調査を踏まえた、判断理由と結論
  - (8) 当館がこれまで行った措置の内容
  - (9) その他
- 9 研究推進委員会において不正があると認定された場合には、最高管理責任者は遅滞なく是正処置及び再発防止措置を講じなければならない。

(配分機関への報告及び調査への協力)

- 第 12 条 博物館は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告し、協議しなければならない。
- 2 通報等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。ただし、再調査があった場合は、再調査開始から 100 日以内に提出する。
  - 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、研究推進委員会は速やかに認定し、配分機関に報告する。
  - 4 配分機関からの調査報告の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
  - 5 調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(不正に対する処分)

- 第 13 条 監査又は通報によって不正があると認められる場合、最高管理責任者はその旨を直ちに任命権者に報告しなければならない。
- 2 最高管理責任者は不正に対する調査結果と処分内容を、速やかに文部科学省及び配分機関に報告するものとする。

(雑則)

- 第 14 条 この規則に定めるもののほか、競争的資金等の研究業務の不正防止に関し必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 1 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。